日光市職員措置請求について（結果）

令和８年７月９日付けで提起された住民監査請求について、地方自治法第２４２条第５項の規定により監査を行った結果は、次のとおりである。

第１　請求の要旨

１　主張

請求人から提出された住民監査請求書による主張要旨及び措置請求は、次のとおりである。

（１）市有財産である法定外公共物について必要な財産管理措置を講じなかったことは違法または不当である（財産の管理を怠る事実）。

請求人が確認したところ、令和５年３月頃から約１年間、農地の賃貸借契約を締結していた農地利用最適化推進委員により次の行為が行われ、その破損状態は現在まで継続しており、市の担当部署は適切な維持管理、現状回復措置を講じていない。

ア　請求人所有農地に隣接する、市所有の法定外公共物（道路）を占有利用し、利用形態の変更、掘削、路肩改変を行った。当該推進委員への復旧命令による農地の転用復旧工事ののち、法定外公共物（道路）の復旧工事が必要である。

イ　請求人所有農地に隣接する、市所有の法定外公共物（水路）を占有利用し水路側壁や底面に破損を生じさせ、請求人所有の別の隣接地にも漏水させた。その後も十分な維持管理を行わず被害を拡大させた。日光市法定外公共物管理条例に基づき、損害賠償請求その他必要な措置を講じた上で復旧工事を実施すべきである。

（２）当該推進委員への委嘱を継続し、これに伴う報酬及び手当を支出したことは違法又は不当である（公金の支出）。

上記（１）の行為を行った当該推進委員への委嘱を継続し、報酬等を支出したことについて、請求人は令和６年以降、農業委員会事務局に対し、説明と法的根拠の提示を繰り返し求めたが、具体的な回答はなかった。事務局の以下の説明及び対応が、当該推進委員への委嘱継続と報酬等の支出に係る意思決定に影響を与えた可能性があると考える。

ア　当該推進委員が一部破損を認めていたにもかかわらず、農業委員会は関係部署と連携し、必要な原状回復措置が講じられるような対応を行っていない。

イ　農業委員会事務局職員から、法定外公共物へのＵ字溝設置について「問題ない」との説明があったが、その法的根拠は示されなかった。判断根拠や意思決定過程の説明と資料提示を求めたが、十分な説明や資料提示はなかった。また、令和７年１月頃の「市長への手紙」への回答等に存在しない事実の記載があり、令和８年５月に、回答作成に至る関係部署の協議記録や決裁過程・意思決定過程に関する説明と資料提示を求めたが、十分な説明や資料提示はなかった。これらの事務処理及び文書作成過程が本件（１）（２）に与えた影響についても監査を求める。

ウ　農地の賃貸借契約期間中（令和５年３月頃～令和６年２月頃）、当該推進委員は法定外公共物（道路・水路）について、破損行為のほか、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法上問題となり得る利用状態を継続した。

エ　当該推進委員の適格性については、請求人は、当該推進委員が農地法上疑義のある契

約形態を採用し適正な契約を阻害したと考える。また、私有地への無断立入、請求人方への不適切な表現、不当な和解条件の提示などを行った。

オ　現在、当該地の農地転用の適法性について確認が行われているが、道路拡幅部分に係る農地転用の適法性及びこれに対する市の判断についても監査を求める。

カ　請求人は、当該推進委員の適格性について、農業委員会事務局から「請求人との契約が終了しても、他の賃貸借契約を締結しているため問題ない」との説明を受けたが、県農政課はそのような判断基準を承知していないようであった。

２　求める措置

（１）市有財産に係る財産管理行為の適法性について監査すること

（２）推進委員への委嘱継続並びに報酬及び手当支出の適法性について監査すること

（３）関係記録、回議、決裁文書、その他関係資料を調査・確認すること

（４）必要に応じて関係職員から事情聴取を実施すること

（５）当該事務処理及び文書作成過程が、市有財産の管理及び公金支出に係る意思決定に与えた影響について調査し、適法性を監査すること

（６）監査結果に基づき、必要な是正措置、返還請求、その他再発防止措置を講ずるよう勧告すること

３　請求書の要件審査

本件請求については、地方自治法第２４２条に規定する要件を具備しているものと認められたので、令和８年７月２８日に受理を決定した。

ただし、（２）の報酬等について、地方自治法第２４２条第２項に該当するため、令和７年６月以前の支出は監査対象から除外するとともに、証拠の提出が令和８年４月分までであることから、令和８年５月分以降の支出についても監査対象から除外する。

第２　監査の実施

１　監査対象事項

次の２項目を監査対象事項とした。

（１）当該法定外公共物（道路・水路）に対する市の財産管理措置の違法性または不当性

（２）令和７年７月～令和８年４月の当該推進委員の委嘱継続と報酬支出の違法性または不当性

２　監査対象部署

監査対象部署を建設部維持管理課及び農業委員会事務局とした。

３　請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第２４２条第７項の規定により、令和８年８月２８日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。この際、新たな証拠の提出があった。

４　監査対象部署職員の陳述

監査対象部署から監査対象事項に関わる資料の提出を求め、書類審査を行うとともに、令和８年８月２８日に建設部長、同部維持管理課長、同課管理係長、農業委員会事務局長から陳述の聴取を行った。

第３　監査の結果

１　事実の確認

監査対象部署に対する監査等の結果、次の事項を確認した。

（１）法定外公共物の管理について（財産の管理を怠る事実）

ア　道路法や河川法の適用を受けないものを法定外公共物と呼ぶ。一般的には赤道、水路、青地、白地と呼ばれ、昔から道や農道、農業用水路として地域の住民によって管理され使われてきたものが、明治期に国有地となった。その後、財産所管は国、財産管理は県、機能管理は地域（自治会、水利組合、住民等）が担っていたが、平成１２年施行の地方分権一括法により、赤道や水路について財産所管・財産管理が市町村に移譲された。

・財産所管及び財産管理（境界確認、用途廃止等）…市町村

・機能管理（維持修繕、清掃等）…地域（自治会、水利組合、住民等）

イ　市は法定外公共物管理条例に基づき赤道や水路等を管理しており、電柱の設置や上下水道管の埋設、水路に橋を架けて進入路にする場合など、本来の目的以外に使用する場合は条例の事務手続きを必要としている。ただし、赤道であれば、機能を維持するための砂利敷や簡易な工事、水路であれば農業利用や機能を維持するための簡易な工事など、赤道や水路の機能を阻害しない範囲であれば、手続きを必要としない。

ウ　法定外公共物の管理を地域が行うことについて、市顧問弁護士から次の見解を得ている。

・赤道等の管理に関する明確な法的根拠はない

・市と地元住民等の間で「管理は地元が行う」との合意形成があれば問題ない

・赤道等の管理は慣習的に地元住民が行ってきたもので、文書の取交し等も必要ない

エ　維持管理課提出の航空写真から、令和２年と令和５年の現地の様子に大きな変化は見られなかった。

（２）当該推進委員への委嘱継続と報酬等の支出について（公金の支出）

ア　当該推進委員について、農地法に定める欠格事項に該当しないことを農業委員会が確認済みであり、また、日光市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程による選任手続きを経て委員を委嘱されており、現在も任期中である（任期：令和６年７月１日～令和９年６月３０日）。

イ　報酬及び手当について、令和７年７月～令和８年４月に支給された報酬は、「日光市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に定められた金額であった。

・農地利用最適化推進委員：月額 25,000 円／当該委員への支出額：月額 25,000 円

※別途、農地利用最適化交付金を財源とし、農業委員と農地利用最適化推進委員全員に均等割にて年度内１回支給される上乗せ分あり（令和７年度は１人 54,310 円）

２　監査対象部署の説明

（１）法定外公共物の管理について（財産の管理を怠る事実）

ア　法定外公共物の位置を確定させるためには、原因者（位置を確定させたいと思う者）が費用を負担して測量や図面作成、境界立会を行って境界を確定させる必要があるが、今回の現場について境界は確定しておらず、赤道、水路等の位置は特定されていない。

イ　維持管理課による現地確認は、令和８年１月に初回、５月に２回目を行った（それ以前の現地の状況を把握できていない）。

ウ　赤道の機能は阻害されておらず、市有財産の侵害には該当しない。また、原状回復の必要はない。

エ　水路は現地に存在するが通水はなく、管理不足によると思われる荒廃した状態である。

オ　水路の管理や維持修繕は地域（自治会や水利組合等）が行うことになっており、特に当該水路は利用者が請求人のみであることから、市に復旧責任はないと考える。

（２）当該推進委員への委嘱継続と報酬等の支出について（公金の支出）

請求人が主張する「当該推進委員による違反転用」「当該推進委員の適格性」について、市農業委員会は、令和８年６月２３日付文書にて、請求代理人宛に法的根拠も示して回答している。その概要は次のとおり。

・農地の違反転用との主張について、当該推進委員の行為は、農地法等に照らして違反転用に該当しない。

・当該推進委員の適格性について、本人は道路拡幅を行っていないと主張、埋設されたというＵ字溝は本人が撤去済であり、水路についても当該委員が壊したとする明確な根拠がないことから、現在の状況をもって推進委員の解嘱要件を適用することはできない。

３　監査委員の判断

（１）法定外公共物の管理について（財産の管理を怠る事実）

法定外公共物について、市は財産の所管及び管理を行う一方、当該地域における道路、水路等の日常的な機能管理は、従来から地元住民等により行われてきた経緯がある。

本件道路については、関係資料及び担当部署の現地確認の結果から、現況において道路としての形状及び機能が確保されており、その機能が損なわれていると認められない。したがって、本件道路について、市が財産の管理を違法又は不当に怠っている事実は認められない。

本件水路については、現況において水路として存在していることが担当部署により確認されている。日光市法定外公共物管理条例上、市所有の法定外公共物について、市がおよそ管理責任を負わないものと解することはできない。一方、本件水路については、長年にわたり地元住民等により維持管理されてきた経緯がある。この点は請求人側も認めており、請求人が主張する「破損及び漏水」は、水路の日常的な機能管理に関する事項であるといえる。また、現地の確認には請求人所有地への立入りが必要となる本件水路について、市は令和８年１月まで現地確認には至らなかった。その後に確認された現況、これま

での管理の経緯、現在の利用状況及び関係資料を総合的に勘案すると、請求人が求める復旧について、市が公費により実施すべきものと認めるに足りる事実は確認できなかった。

以上のことから、本件水路について、市が財産の管理を違法又は不当に怠っている事実は認められない。

（２）当該推進委員への委嘱継続と報酬等の支出について（公金の支出）

当該推進委員は、関係法令等に定められた手続により選任及び委嘱されており、監査対象期間である令和７年７月から令和８年４月までの間もその職にある。また、当該期間における報酬は、関係条例等に基づき支給されている。

監査において確認した関係資料及び関係職員の説明からは、当該推進委員に対し委嘱を継続したこと、及び当該期間に報酬を支給したことについて、違法又は不当であると認めるに足りる事実は確認できなかった。

以上のことから、当該推進委員に対する委嘱の継続及び報酬等の支出について、違法又は不当な公金の支出があったとは認められない。

４　結論

以上、（１）法定外公共物の管理について、（２）当該推進委員への委嘱継続と報酬等の支出について、ともに請求には理由がないものと判断し、本件を棄却する。